

岩手県知的財産活用促進プラン

平成31年3月

岩手県

はじめに	1
I 知的財産を巡る状況	2
1 国の動向	2
2 県の動向	4
II これまでの成果と課題	6
1 指標の達成状況	6
2 施策ごとの取組状況	7
3 成果と課題	10
III 基本目標	12
1 いわて県民計画（2019～2028）の基本目標	12
2 本プランの基本目標	13
IV 目標実現に向けた施策	14
1 目標実現に向けた施策	14
2 進行管理指標	20
3 各機関の役割	22

はじめに

本県では、新たな価値創造に向け、岩手県知的財産活用促進プランを策定し、様々な知的財産に係る取組が進められています。例えば、消費者等から高い評価を得ている本県オリジナル水稲品種「金色の風」「銀河のしずく」は、品種登録や商標などにより権利を保護しながら、ブランド確立に向けた戦略的な取組が行なわれています。

こうした知的財産の戦略的活用による新たな価値創造は、グローバル化やAI、IoT等の新たな技術の進展など、社会情勢が大きく変化する中、世界的にも重要性を増しています。

県においても、新たなマーケットとして世界を相手に販路を広げていこうとする企業も増えてきており、国際的な競争において、知的財産を適切に保護・活用していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、知的財産の重要性を改めて確認するとともに、持続的な地域社会の構築に向け、地域の強みをより発揮するブランド化や海外展開などを重視する観点から、同プランを改定いたします。

新たなプランに基づき、産学官金関係者が一体となり、知的財産の創造・保護・活用の循環、いわゆる知的創造サイクルによる新たな価値創造を推進し、いわて県民計画(2019～2028)の基本目標である「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現を目指します。

I 知的財産を巡る状況

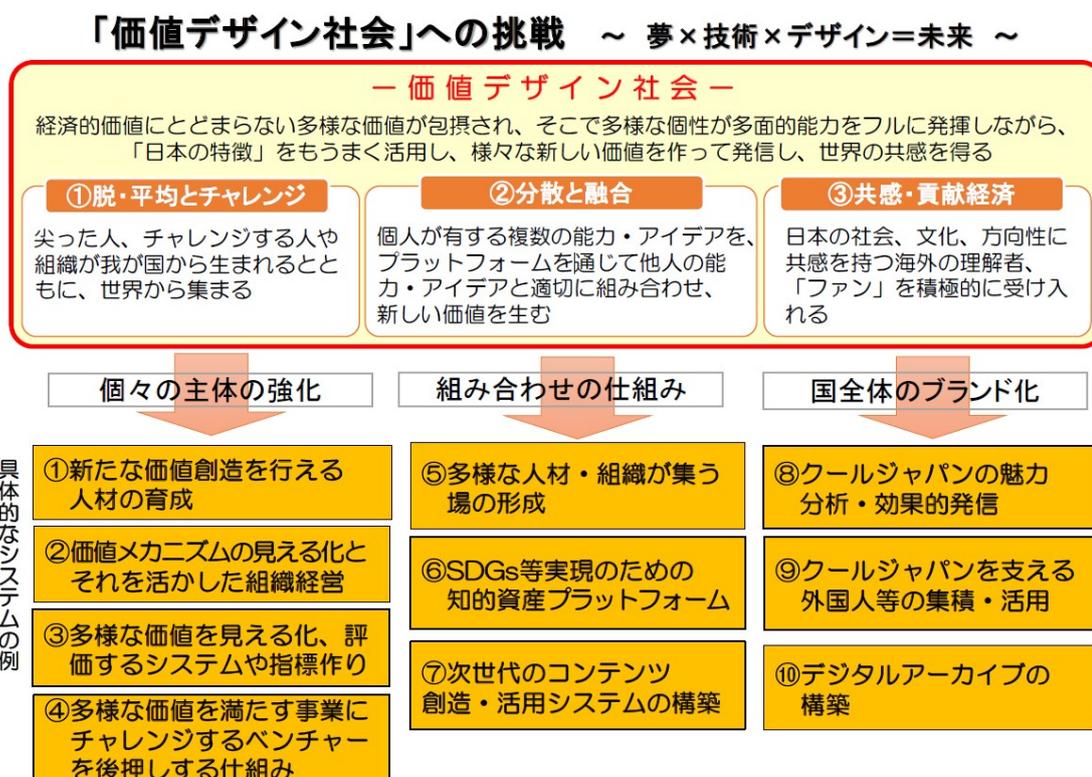
1 国の動向

(1) 知的財産戦略本部

国では、2003年に「知的財産基本法」を施行、同法に基づき知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、毎年の知的財産推進計画に基づく政府一体の知的財産戦略を推進しています。

2018年6月には「知的財産戦略ビジョン」を策定し、2025年から2030年頃を見据えた中長期の展望及び施策の方向性を示しました。同ビジョンでは「価値デザイン社会」を目標に掲げ、経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、「日本の特徴」をもうまく活用し、様々な新しい価値を作って発信し、世界の共感を得るとしています。

また、同ビジョンとともに「知的財産推進計画2018」を策定し、重点事項を「人・ビジネスを育てる」、「挑戦・創造活動を促す」、「新たな分野の仕組みをデザインする」と定め、各省庁の施策と工程表を示しています。

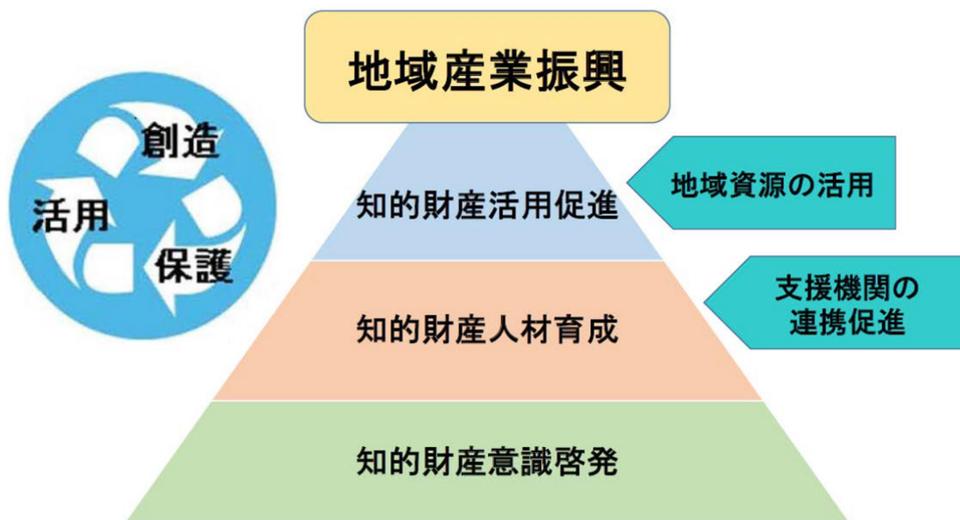


出典：特許庁「知的財産戦略ビジョン（サマリー）」

(2) 東北地域知財戦略本部

東北地域では、知的財産の創造、保護、活用による地域経済活性化を目指し、東北経済産業局長を本部長とする「東北地域知財戦略本部」を2005年に設置し、様々な取組を展開しています。

同本部では、2018年3月に「東北地域知財戦略推進計画 2018」を策定しました。同計画では、知的財産意識啓発、知的財産人材育成、知的財産活用促進の3つの基本方針が縦糸に、知的財産の創造、保護、活用の循環による知的創造サイクルが横糸になり、縦糸と横糸が織りなす成果として、知的財産による地域産業振興を目指すものとしています。



施策方針	啓発	①成功体験の共有と蓄積
		②「知財による、知財のための知財」から脱却
	育成	①経営と知財を認識しマネジメントできる人材を育成
		②知財教育機関・支援機関の育成
	活用	①知財に対して製品・収益といった出口を併せ持つ知財活用
		②身近な価値の発見、休眠特許等の広域流通
	他	①知的財産保護体制、冒認商標対策、模倣品対策支援
		②地域知財インフラを最大限に活用するネットワーク構築

出典：東北地域知財戦略推進計画 2018

2 県の動向

本県では、2007年3月に「岩手県知的財産戦略」を、2012年3月には「岩手県知的財産活用促進プラン」を策定しました。2016年3月には同プランを改定し、知的財産推進強化のための進行管理指標や「知的財産立県」の確立に向けた8つの施策を定め取組を進めてきました。

<岩手県知的財産活用促進プラン（2016年3月改定時）>

【進行管理指標】

岩手県知財総合支援窓口による課題等の受付（相談）総件数	1,500件（2018年度）
岩手県知財総合支援窓口への知財相談等による中小企業の発掘件数	70社（毎年）
大学及び試験研究機関における実施化率	26%（2018年度）
地域団体商標及び商標登録件数	262件（2018年度）

【施策体系】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①知的財産の創造 | ②知的財産の保護 |
| ③知的財産の活用 | ④地域資源の活用と地域ブランド確立支援 |
| ⑤海外における冒認出願対策・模倣品被害対策 | |
| ⑥知的創造サイクルを回す環境の整備 | |
| ⑦県民が知的財産を尊重する風土の醸成 | ⑧知的財産に関する意識の向上と人材育成 |

（1）知的財産の出願状況

本県の知的財産に関する権利のうち産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願件数を見ると、2017年は505件で、全国総出願件数444,079件の0.11%となっています。権利別では、特許が137件で全国比0.05%（全国42位）、実用新案が16件で0.35%（全国39位）、意匠が33件で0.14%（全国40位）、商標が319件で0.21%（全国42位）となっています。

また、平成25年から5年間における本県の出願状況を見ると、全ての権利において横ばい又は減少傾向にあります。

<産業財産権の出願状況>

※カッコ内は全国に占める割合

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特許	全国	271,731	265,959	258,839	260,244	260,290
	県	156(0.06%)	194(0.07%)	146(0.06%)	142(0.05%)	137(0.05%)
実用新案	全国	5,965	5,429	5,213	4,928	4,577
	県	11(0.18%)	18(0.33%)	19(0.36%)	8(0.16%)	16(0.35%)
意匠	全国	26,407	24,868	24,804	24,543	24,432
	県	29(0.11%)	31(0.12%)	24(0.10%)	23(0.09%)	33(0.14%)
商標	全国	92,495	100,053	117,960	133,337	154,780
	県	282(0.30%)	296(0.30%)	329(0.28%)	340(0.25%)	319(0.21%)
計	全国	396,598	396,309	406,816	423,052	444,079
	県	478(0.12%)	539(0.14%)	518(0.13%)	513(0.12%)	505(0.11%)

出典：特許庁「特許行政年次報告」

(2) 地域ブランド

商標制度の一部を改正して 2006 年 4 月からスタートした地域団体商標について、本県からは 6 件（いわて牛、いわて短角牛、南部鉄器、岩泉まつたけ、真崎わかめ、江刺りんご）が登録されています（2019 年 1 月現在）。

また、2015 年 6 月から地理的表示保護制度（GI）がスタートしました。この制度は、地域で長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った製品について、その名称を知的財産として保護するものですが、県内においては、5 件（前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ、岩手木炭、二子さといも、浄法寺漆）が登録されています（2019 年 1 月現在）。

さらに、品種としては県内で品種開発された農作物、238 件（水稻、りんご、りんどう、雑穀等）が品種登録されています（2019 年 1 月現在）。

(3) 海外での冒認出願対策

県では、中国での冒認出願に対応するため、岩手県大連経済事務所において中国商標局のホームページを定期的に確認し、その状況を随時関係機関と情報共有しています。

Ⅱ これまでの成果と課題

2016年3月のプラン改定時に設定した進行管理指標及び8つの施策について、これまでの取組を総括します。

1 指標の達成状況

目標値は2018年度末を期限としていますが、2017年度末時点ですべての項目において目標を上回っています。

指標項目	当初実績値 (2014年度)	目標値 (2018年度)	現状値 (2017年度)	達成率
① 岩手県知財総合支援窓口による課題等の受付(相談)総件数	1,311件	1,500件	1,599件	107%
② 岩手県知財総合支援窓口のサポートによる新規出願企業数	59社	70社	177社	253%
③ 大学及び試験研究機関における実施化率	26%	20%	23%	115%
④ 地域ブランドに関する商標登録件数	262件	250件	263件	105%

【参考：ブランド化取組事例】

オリジナル水稲新品種「金色の風」「銀河のしずく」を官民連携でブランド化。

1 基本情報

◆金色の風(こんじきのかぜ)

- 岩手県産米の最高級品種であり、国産米の常識を打ち破る、「ふわりとした食感」と「豊かな甘み」を楽しめるお米であり、平成28年秋にデビューした。
- 「最高級で贅沢なイメージ」のお米として首都圏、名古屋、大阪などの米穀専門店、百貨店、料亭を重点に販路開拓を図っている。
- ブランドイメージの定着・保護を図るため、ロゴマークを制作して商標出願し、平成28年12月に商標登録された(右上図)。

◆銀河のしずく

- 白くてつやがあり、「からやかな口あたり」と「ほのかな甘み」を楽しむことができるお米で、平成28年秋にデビューした。
- 日経トレンド主催の「米のヒット甲子園2016」で大賞を受賞した。おにぎり食味会では2位入賞。
- 「洗練されたお洒落なイメージ」のお米として、岩手県内や首都圏の米穀専門店、お米にこだわりを持つ飲食店を重点に販路開拓を図っている。
- ブランドイメージの定着を図るため、ロゴマークを制作して、商標出願し、平成28年8月に商標登録された(右下図)。

2 認知度向上のための取組

- ロゴマークは、マニュアルや管理要綱で使用基準を設け、のぼり・ポスターなどに利用し、統一感のあるプロモーションを展開している。
- 米以外にも、新品種を使った菓子や日本酒などで使用を許可している。



金色の風
KONJIKI NO KAZE

3 ブランド確立のための取組

- 「いわてオリジナル品種ブランド化戦略」を策定し、これにもとづき、それぞれの品質目標を設定し、作付農家をはじめ農業団体が中心となって、その徹底を図っている。



銀河のしずく
Ginga no Shizuku

出典：特許庁『平成29年度地域知財戦略調査研究事業「地域別知的財産活用に関する調査」報告書』

2 施策ごとの取組状況

(1) 企業における知的財産の「創造」

県内中小企業においては、まだ一部のケースに留るものの、自社の研究開発や大学等・公設試験研究機関（以下、公設試）等との共同研究により、知的財産の創出に取り組んでいます。

岩手大学では、盛岡市との連携により整備された盛岡市産学連携研究センターにおいて、大学発ベンチャーを育成しています。2018年には参画企業と研究開発から実証までを行う拠点となる「銀河オープンラボ」の整備や、次世代技術を用いた品種開発等を行う「次世代アグリイノベーション研究センター」の設置など、研究体制の強化を進めています。

盛岡南地区においては、岩手県工業技術センターや岩手県先端科学技術研究センターをはじめ、いわて産業振興センター、岩手県発明協会、盛岡市新事業創出センター（M-tec）などが集積し、新事業創出拠点の形成が進んでいます。

また、岩手大学及び岩手県立大学では、国の知的財産産学連携アドバイザー派遣事業を活用し、大学の知財を活用した研究プロジェクトの事業化に取り組んでいます。

なお、大学等や公設試等では、外部資金を活用し、企業との共同研究の推進や研究基盤の拡充を図っています。

(2) 企業における知的財産の「保護」

知財総合支援窓口では、技術やアイデアの権利化をはじめとした知財に関するあらゆる相談に総合的かつ専門的に対応しています。特許技術等の実施許諾や秘密保持に当たり、トラブルが発生しないよう、契約書の作成における助言など、中小企業等が知的財産に関する契約実務を適切に行えるよう支援しています。

(3) 企業における知的財産の「活用」

大学等や公設試等では、保有している知的財産の譲渡や使用許諾により、企業における知的財産の活用を推進しています。知的財産の譲渡による一時金収入や使用許諾によるロイヤリティ収入などは、新たな知的財産創出に向けた取組につながっています。

(4) 地域資源の活用と地域ブランド確立支援

2015年6月にブランド化に関する新たな制度として、地理的表示保護制度がスタートしました。県では、この新たな制度に係る研修会を開催など、地域ブランドの保護に取り組んでいます。

農林水産分野においては、地域ブランドの創出に向け、水稻、りんどう、りんご、雑穀など多品目に渡り品種開発を行っています。特に、水稻では、「金色の風」「銀河のしずく」を開発し、県のブランド米として戦略的にブランド確立に

向けた取組を行っています。

また、公設試等においては、開発した新品種や機能性の発現、地域ブランドにつながる研究成果について、公設試等のホームページや各種報告会、イベント等を活用し、広く情報発信しています。

(5) 海外における冒認出願対策・模倣品被害対策

岩手県大連経済事務所では、本県の地名や企業名、ブランド名等が第三者によって出願されていないか中国商標局のホームページ等を定期的に確認しています。問題のある事案を発見した際には、関係者と早急に対応できる体制を整備しています。

(6) 知的創造サイクルの好循環を生み出す環境・基盤の整備

知的創造サイクルを支援する体制については、岩手県発明協会、岩手県工業技術センター及びいわて産業振興センターが共同で知財総合支援窓口を運営し、知的財産に関する各種相談や申請支援等の幅広い活動を実施するなど、県内の知的財産活動に関する中心的な役割を發揮しています。

岩手大学、岩手県立大学では、国の知的財産産学連携アドバイザー派遣事業を活用し、大学の知財を活用した研究プロジェクトの事業化に取り組んでいます。

また、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学も参加する北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）においては、知的財産の広域活用や技術移転ノウハウの共有等を図っています。

さらに、岩手大学、弘前大学、秋田大学及び岩手銀行、青森銀行、秋田銀行の北東北3大学3銀行の提携により「ネットビックスプラス」を立ち上げ、各大学が保有する特許の開放・提供、ライセンスの仲介などによる地域の活性化に取り組んでいます。

県内金融機関では、知財ビジネス評価書の活用により、知的財産を含めた事業性を評価し、中小企業に融資を行うなど知財金融が広がりつつあります。このような動きが進む中、岩手県発明協会では、全国で初となる岩手県知財金融推進コンソーシアムを2018年4月に設置し、参画機関と共に知財金融の推進に取り組んでいます。

県内中小企業においては、経営における知的財産の重要性について理解が進んできています。

(7) 県民が知的財産を尊重する風土の醸成

県が、高校生向けの知的財産に関するセミナーを行うなど、県民の知的財産に対する意識の醸成に取り組んでいます。また、県内の各団体においても独自にセミナーを開催しています。

(8) 知的財産に関する意識の向上と人材育成

県では、経営者の知的財産に関する意識向上と知的財産管理を担う企業の人材

育成のため、セミナー等を開催しています。

また、公設試等においては、職員の知的財産に関する研修受講を推奨するなど、人材育成に取り組んでいます。

岩手大学では、工学部の専門科目に知的財産権概論を取り入れ、人文社会科学部の法学・経済課程では、知的財産法を講座として設けています。また、岩手県立大学では、情報と法律という講座の中で知的財産法の全体像を理解できるようなカリキュラムを設けています。

3 成果と課題

(1) 成果

これまで8つの施策を中心に取組を進めてきましたが、進行管理指標については、2017年度末において、目標値を全て上回る状況となっています。

知財総合支援窓口による課題等の受付（相談）総件数については、2014年度1,311件から2017年度1,599件と22%増加、また、同支援窓口のサポートによる新規出願企業数は、2014年度59社から2017年度177社と200%増加しており、県内中小企業の知的財産に対する意識が向上してきていると考えられます。

また、岩手大学の銀河オープンラボなど、企業と大学等との共同研究を推進する環境の整備が進んでいます。

こうした中、全国的にも高い評価の研究成果も生まれています。株式会社東亜電化と岩手県工業技術センターの共同研究である金型から成形品を剥がれやすくする技術開発が、第7回ものづくり日本大賞経済産業大臣賞を受賞しました。

また、地域ブランドの確立の面でも、県オリジナル水稲品種「金色の風」、「銀河のしずく」が「米のヒット甲子園」等で高い評価を得ています。これら水稲品種は、品種登録や商標登録を行い、ブランド保護にも取り組んでいます。

資金支援の面では、知財ビジネス評価書を活用し、知的財産を含む事業性を評価した融資が広まりつつあります。

(2) 課題

知的財産に係る様々な取組により一定の成果が得られている一方、本県における知的財産の出願件数は全国に比べ低位で推移しています。

知的財産の戦略的な活用において、出願は選択肢の一つであり、出願件数のみで、知的財産への取組を評価することはできませんが、全ての権利において出願件数が横ばいまたは下降傾向という状況にあり、引き続き知財経営に取り組む県内企業の拡大に向けた取組が求められます。

岩手県には豊富な地域資源がある一方、その良さが認められ、ブランド化されているものは一部に留まっており、機能性の発現など付加価値を高めるとともに、ブランド創出に努める必要があります。

また、中国・東南アジアをはじめ、海外からの知的財産の侵害対応の必要性も高まっています。中国において2012年に「岩手」の名称が商標登録され、即座に異議申立しましたが、無効が確定したのは2017年であり、早期に対応しても、無効が確定するまで時間がかかります。このため、対応が遅れた場合には、異議申立が認められず、敗訴することも想定されることから、海外での知的財産の保護については迅速な対応が求められます。

海外においては、販路を求めるケースも増えてきていることから、知的財産の保護の一方、海外での知的財産の活用にも注力する必要があります。海外との取引や研究連携を行うにあたり、知的財産を保護しながら活用していく重要性も増

しています。

このように知的財産を取り巻く環境が変化している状況においては、知的財産に関わる人材の育成も重要です。

これらの課題に的確に対処していくため、幅広い県民の理解や参画のもと、関係者で連携し積極的に知的創造サイクルの活性化に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 基本目標

1 いわて県民計画（2019～2028）の基本目標

「いわて県民計画（2019～2028）」は、県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後 10 年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするものです。

本計画では、下記の基本目標を掲げ、取組を進めていくこととしています。

【いわて県民計画（2019～2028）における基本目標】

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

【参考：いわて県民計画（2019～2028） 基本目標の考え方】

- この計画は、東日本大震災津波からの復旧・復興の取組の中で、学び、培った景観を生かすものとする。
- この計画のもと、引き続き復興に取組み、一日も早い安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生を目指すとともに、東日本大震災津波の教訓を未来に向けて伝承・発信していく。
- また、復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を復興のみならず、県政全般に広げ、県民相互に、さらには、岩手県と関わりのある人々がお互いに幸福を守り育てる岩手を実現する。
- そのような岩手が、全ての県民が希望を持つことのできる「希望郷いわて」になる。

2 本プランの基本目標

グローバル化や技術革新の進展など、社会情勢は大きく変化しています。また、本県においては、人口減少などの課題に直面しています。このような状況下において、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向けて、本県の強みを発揮する新たな価値を創り育て、広めていくことが求められます。

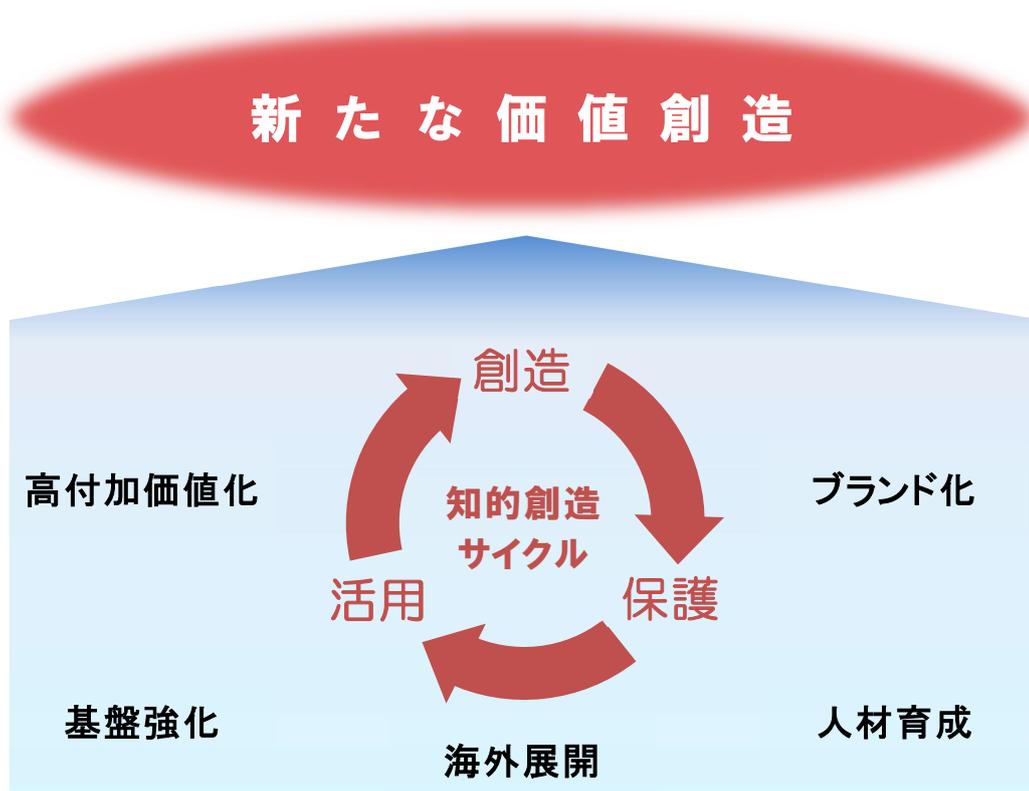
新たな価値創造において、知的財産は重要な役割を担っています。本県の強みを生かす新たな価値創造において、知的財産の創造、保護、活用の循環、いわゆる「知的創造サイクル」を活性化し、企業や大学等をはじめ金融機関、行政等が一体となり取組を展開していかなければなりません。

このため、地域資源を生かした技術や製品、生産物等の高付加価値化やブランド化とともに、海外展開等を進めていく必要があります。また、知的財産を戦略的に活用していくための環境や基盤を整備し、人材を育成していく必要もあります。

本プランでは、知的創造サイクルにより「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標の実現に貢献していく観点から、次のとおり基本目標を掲げ、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現を目指します。

【本プランにおける基本目標】

産学官金の関係機関が一体となって、各種活動において知的創造サイクルにより新たな価値創造を図り、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を実現する。



IV 目標実現に向けた施策

1 目標実現に向けた施策

本プランの実現に向け、以下の施策に取り組みます。

- (1) 企業等における知的財産の戦略的活用
- (2) 地域資源のブランド化
- (3) 海外展開における知的財産の保護・活用
- (4) 知的財産活用に向けた基盤強化
- (5) 知的財産を支える人材育成

以下、それぞれの施策について具体的な内容を示します。

(1) 企業等における知的財産の戦略的活用

① 知的財産の創造

ア 技術的な支援の実施【実施主体：大学等、公設試等】

大学等や公設試等において、企業が抱える技術的課題の解決を支援します。

イ 大学等における基盤となるシーズの創出【実施主体：大学等】

大学等において、企業における売上の源泉につながる基盤となるシーズを生み出します。

ウ 各種ニーズに対応した研究開発の推進【実施主体：公設試等】

公設試等において、県内企業等のニーズを踏まえた技術の実用化のための研究開発を進めます。

エ 先行技術調査・特許情報活用支援【実施主体：産業支援機関】

他社特許等の情報の把握により効果的に研究開発が進められるよう、有用技術の紹介やライセンス契約等の仲介、特許情報データベースである「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」の検索方法や活用方法等について助言・指導を行います。

オ 職務発明の環境整備の促進【実施主体：産業支援機関】

研究開発者の発明意欲の向上を促すとともに、経営者と従業員による発明対価を巡るトラブルなど経営リスクを低減させるため、特許法第35条に定める「相当の対価」の「合理的な算定」に配慮した職務発明規程の整備等を支援します。

カ 大学等における「橋渡し」機能の強化【実施主体：大学等】

大学等の産学連携部門において、共同研究のマッチングなど企業等と大

学等の「橋渡し」機能を果たすとともに、研究施設等を活用し技術力向上を支援します。

キ 公設試等と県内企業との連携促進【実施主体：公設試等】

新たな研究開発プロジェクト等の創出へ向け、研究機関と県内企業との連携・交流を促進します。

② 知的財産の保護

ア 知的財産に関する契約締結支援【実施主体：産業支援機関】

特許技術等の実施許諾や秘密保持に当たっては、トラブルが発生しないよう、契約書の作成に当たっての助言など、中小企業等が知的財産に関する契約実務を適切に行えるよう支援します。

イ 国等の各種支援制度の情報提供【実施主体：産業支援機関】

特許庁などの国の機関や知財総合支援窓口と連携し、各機関において実施している支援制度について、中小企業等に積極的に情報提供を行います。

③ 知的財産の活用

ア 相談内容に応じた事業展開支援【実施主体：産業支援機関】

中小企業の知財に対する意識や取組状況に応じて、知財総合支援窓口の専門家が知的財産を活用した事業化や商品化などのきめ細かいアドバイスや情報提供を行います。

イ マッチング・販路開拓の支援【実施主体：全機関】

中小企業と商社などのマッチングの場の提供や販路開拓を支援します。

ウ 企業ニーズに応じた特許流通支援【実施主体：産業支援機関】

自社特許の供与や他社特許の導入など、企業からの相談に応じ、特許流通促進のためマッチングを推進します。特に技術供与を受ける側のニーズが重要であることから、日頃からの企業訪問活動を通じニーズ把握に努めます。

エ 県有特許の流通促進【実施主体：公設試等、産業試験機関】

公設試等における研究活動を通じて生み出された特許等について、積極的に情報公開を行い、中小企業での利用を促進します。

オ 特許流通のための意識啓発【実施主体：産業支援機関】

未利用特許の活用について、セミナー等により有効活用へ向けた意識啓発を行います。

④ 知的財産経営の推進

ア 企業経営に直結する知的財産活動の展開【実施主体：産業支援機関】

知的財産を重視した戦略的な経営を進める中小企業の拡大を目指し、保有特許の確認・棚卸など独自の知的財産戦略の策定などの支援を行います。

イ 知的財産活用事例の紹介【実施主体：産業支援機関】

知的財産に関する成功や失敗などの具体例を活用し、知的財産を重視し

た経営に対する関心の喚起と理解の増進を図ります。

(2) 地域資源のブランド化

① 地域ブランドの創造

ア オリジナル品種の開発【実施主体：全機関】

本県オリジナル品種の開発や育成条件の研究開発などを行います。

イ 新商品の開発【実施主体：全機関】

本県資源を活用した新商品の開発や機能性食品分野等への展開を支援します。また、デザインや販路などブランド確立に向けた支援を行います。

ウ デザインの権利化【実施主体：全機関】

個々の企業や生産者によるブランド化の取組と並行して、県内の大学等や公設試等との連携・協力のもと、地域ブランドと密接に関係する容器包装などのデザインを権利化します。

また、デザインの権利化等に当たっては、先行知財に関する情報提供や専門家の派遣等を行い、早期の権利化を支援します。

② 地域ブランドの保護

ア 地域ブランドの保護【実施主体：全機関】

地域団体商標や商標、地理的表示保護制度の取得を支援します。また、地域ブランドの管理規定策定・運用の支援を行います。

イ デザインの権利化【実施主体：全機関】

個々の企業や生産者によるブランド化の取組と並行して、先行知財に関する情報提供や専門家の派遣等を行い、デザインの権利化等を支援します。

③ 地域ブランドの活用

ア 情報発信【実施主体：公設試等、産業支援機関、行政】

創出した地域ブランドの浸透・定着を図るために、内外への情報発信と販売促進を支援します。

イ 観光産業との連携【実施主体：産業支援機関、行政】

地域の歴史、文化、芸術、偉人、自然、食、イベントなどの地域資源を生かした着地型の新たな旅行商品づくりを進めるなど、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりを支援します。

ウ 産業の振興【実施主体：全機関】

創出された地域ブランドを活用することで、1次産業から3次産業まで緊密な連携により、付加価値の高い商品の開発や販路拡大等を支援します。

(3) 海外展開における知的財産の保護・活用

① 海外における知的財産の保護

ア 知財総合支援窓口による助言指導【実施主体：公設試等、産業支援機関】

外国商標制度の説明や外国商標検索の助言・指導等により、事前及び事

後の対策を支援します。

イ 出願状況の監視【実施主体：行政】

岩手県大連経済事務所では、本県の地名や企業名・ブランド名等が第三者によって出願されていないか中国商標局のホームページ等を引き続き定期的に監視します。問題のある事案を発見した際には、即座に関係者と対応を検討します。

ウ セミナー等の実施【実施主体：産業支援機関、行政】

ジェットロなどの関係機関と連携して、抜駆け商標出願・登録等に関するセミナー等を開催します。

エ 証拠収集【実施主体：産業支援機関、行政】

異議申し立てに当たっては、当該国内における周知性の証明が必要となることから、海外における見本市や海外メディア等において県内地名やブランド名を積極的にPRします。

オ 異議申し立ての実施【実施主体：産業支援機関、行政】

海外において県内地名等が抜駆け商標出願されており、県及び県内事業者が被害を受ける可能性が高いものについては、関係機関との協議結果を踏まえ、異議申し立てやその支援を行います。

カ 無効審判請求の検討【実施主体：産業支援機関、行政】

無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであり、慎重な検討が必要となります。県及び県内事業者に重大な影響を及ぼす恐れがある抜駆け商標登録が判明した場合には、関係者と相談の上、無効審判請求を含め解決方法を検討します。

② 海外における知的財産の活用

ア 知財総合支援窓口による支援【実施主体：産業支援機関】

外国における知的財産制度の説明や国の各種支援制度の利用により、海外展開を支援します。

イ 専門人材の派遣【実施主体：産業支援機関】

国の制度を活用し、海外消費者の感性やニーズ等に精通している人材を派遣します。

ウ 海外での販路拡大支援【実施主体：産業支援機関、行政】

中小企業基盤整備機構等の制度を活用し、海外バイヤーが多く訪れる国際展示会への出店支援やビジネスマッチングに向けた商談会への参加等を支援します。

エ 県有知財の戦略的活用【実施主体：行政】

海外との協力関係が進展し、県有知財の海外での活用場面が増える一方、県として保護していかなければならない知的財産もあることから、総合的な判断を行う体制を整備し対応を行います。

(4) 知的財産活用に向けた基盤強化

① 連携体制の構築

ア 知財総合支援窓口の設置【実施主体：公設試等、産業支援機関】

県内の中小企業等の知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、弁理士、弁護士等知的財産に関わる専門家や、商工会や商工会議所等地域の産業支援機関と連携し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供します。

イ 関連機関相互の連携体制の構築【実施主体：全機関】

知的財産に関する関連機関が相互に情報を共有し、本プランの進捗状況や各機関の取組を情報共有することで、産学官金一体となった取組を推進します。

ウ 知的創造サイクルを推進する産学官金ネットワークの強化【実施主体：全機関】

本県は INS など産学官金連携の活動が活発であり、今後も産学官金ネットワークの拡大と連携強化に努めます。

エ 知的財産管理事務の迅速化【実施主体：大学等、公設試等、産業支援機関】

大学等及び試験研究機関においては、職務発明の認定や実施許諾等の手続に時間を要するところから、迅速な対応となるよう知的財産管理体制の整備に努めます。

② 資金調達の円滑化

ア 研究開発への資金支援【実施主体：金融機関、産業支援機関、行政】

研究開発について、補助・融資などの資金支援を行います。
また、研究開発の段階に応じた国等の競争的研究開発資金の獲得に向け、関連情報の提供や提案書作成の支援を行います。

イ 知財ビジネス評価書を活用した柔軟な資金調達【実施主体：金融機関、行政】

知財金融コンソーシアムの活動などを通じ、知財ビジネス評価書を活用し、知的財産を含めた事業性を評価した融資を普及します。

(5) 知的財産を支える人材育成

① 経営者の意識向上と企業人材の育成

ア 中小企業経営者の知的財産意識の向上【実施主体：産業支援機関】

中小企業の知的財産に対する取組には、経営者層の意識が極めて重要であることから、経営層を対象にセミナーの開催や企業訪問などにより知的財産への意識向上を図ります。

イ MOT 人材の育成【実施主体：大学等、公設試等、産業支援機関】

技術と経営を一体的、戦略的に進める MOT 人材を中小企業に普及させるとともに、技術と経営両方の専門性を併せ持つ人材の育成を支援します。

ウ 知的財産管理を担う人材の育成【実施主体：公設試等、産業支援機関】

多くの中小企業では、知的財産の創出、活用管理などを担う専任職員の配置は困難な状況ですが、兼任あるいは、一定の理解者の存在でも大きな

強みとなることから、階層や分野別のセミナー等を開催し、現場のキーマンとなる人材の育成を支援します。

エ 各種表彰制度の積極的活用【実施主体：産業支援機関】

技術者等の意識向上を図るため、優れた創意工夫や発明等の表彰制度への積極的な参加を推奨します。

② 専門人材のスキル向上

ア 中小企業支援に携わる専門人材のスキル向上【実施主体：全機関】

様々な分野で中小企業の支援活動に携わっている産業支援機関の職員やコーディネーターに対し、知的財産に関するスキル向上を目的とした人材の育成を行います。

イ 金融機関職員への情報提供・普及啓発【実施主体：全機関】

金融機関職員の知的財産への理解推進のため、情報提供や意識啓発などを行います。

③ 県民への普及啓発

ア 児童・生徒に対する理科・科学技術教育の充実

【実施主体：大学等、公設試等、産業支援機関、行政】

知的財産創造の源泉である自由な発想や創意工夫への興味・関心を喚起するため、体験を重視した魅力的な理科教育・科学技術教育を支援します。

イ 創造性あふれた人材の育成

【実施主体：大学等、公設試等、産業支援機関、行政】

将来、ものづくり等を支える創造性あふれた人材を育成するため、児童・生徒にもものづくりの楽しさを体験できる機会を提供します。

ウ 大学生・高校生等に対する知的財産教育

【実施主体：大学等、公設試等、産業支援機関、行政】

大学等・高校と連携し、知的財産について学ぶ機会を提供します。

エ 知的財産に関するセミナー等による普及啓発【実施主体：全機関】

知的財産に関する基礎知識の習得、重要性の理解や他の知的財産の尊重など、県民意識の醸成を目指し、セミナー等を開催します。

オ 著作権の尊重【実施主体：全機関】

ホームページ等において、論文、詩歌、写真、絵画、イラスト、アニメキャラクターなど他人が創作したものの無断使用や、コンピュータソフトや音楽ソフトをコピーして交換する行為は著作権法違反に問われることがあります。著作権侵害は、ビジネスの場面だけでなく、教育や私生活などにおいても問題となることから、違反・侵害に対する理解の増進に努めます。

カ 知的財産に関する各種情報の提供【実施主体：産業支援機関】

ホームページ等による知的財産に関する各種情報の提供をはじめ、市町村と協働し広報誌等を活用した情報発信も行います。

2 進行管理指標

(1) 進行管理指標

「いわて県民計画（2019～2028）」及び「新たなイノベーション指針」に掲げる指標の一体的運用と知的財産推進強化の観点から、以下の項目を本プランの進行管理指標とします。

目標実現に向けた施策のうち、「企業等における知的財産の戦略的活用」の指標としては、「知財総合支援窓口の相談支援件数」、「知財創造支援窓口の新規中小企業等相談支援件数」、「大学等及び公設試等における特許出願件数及び実施件数」の3つを設定します。「地域資源のブランド化」の指標としては、「地域団体商標及び商標登録件数」を設定します。「海外展開における知的財産の保護・活用」の指標としては、「知財総合支援窓口の海外展開支援件数」を設定します。

なお、目標値の設定期間は、本プラン同様4年間とします。

	現状値（2017年度）	目標値（2022年度）
知財総合支援窓口の相談支援件数	1,599件	1,700件
知財総合支援窓口の新規中小企業等相談支援件数	177件	187件
大学等及び公設試等における特許等出願件数及び実施件数	出願：520件 実施：168件	出願：551件 実施：178件
地域団体商標及び商標登録件数	263件	278件
知財総合支援窓口の海外展開支援件数	—	30件

① 知財総合支援窓口の相談支援件数

県内における知的財産の戦略的活用の促進を表す指標です。知財総合支援窓口が相談支援した件数とします。

② 知財総合支援窓口の新規中小企業等相談件数

知的財産の活用に取り組む企業の拡大を表す指標です。これまで知的財産の取組を行ったことがない中小企業に対し、窓口や訪問により新規に相談支援を行った件数とします。

③ 大学等及び公設試等における特許等出願件数及び実施件数

企業等における新たな価値の源泉となる、大学等及び公設試等において生み出された知的財産とその活用を表す指標です。また、適切に保護された知的財産が活用された成果を表す指標です。特許等とは、特許権、実用新案権、

意匠権、商標権、育成者権を範囲とします。公設試等の特許権等を出願する場合は、職務発明として県有特許として出願しますので、県有特許の出願件数も含めます。

実施件数については、1つの特許権に2つの実施契約がある場合は2件と算出します。出願件数と同様に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権を範囲とします。また、県有特許の実施許諾も含むこととします。

④ 地域団体商標及び商標登録件数

県内における地域ブランドの育成を表す指標です。県内企業及び団体等による地域団体商標及び商標の登録件数とします。

⑤ 知財総合支援窓口の海外展開支援件数

県内企業等の海外展開支援を表す指標です。知財総合支援窓口が相談支援した件数のうち、海外展開及び海外における知的財産の保護に関する件数とします。

(2) 参考指標

近年、企業・大学等の出願は「量から質」への転換が進んでいます。また、出願せずにノウハウとして保持する場合もあり、一概に件数増加を目指すのではなく、個別の案件毎にその内容を評価する必要があることから、下記の指標は参考として把握していきます。

指標項目	現状値 (2017年)	目標値
県内における知的財産権出願件数等	特許出願件数：137件 実用新案出願件数：16件 意匠出願件数：33件 商標出願件数：319件 種苗出願件数（県内）：8件 地理的表示保護制度：4件 発明者数：419人 考案者数：20人 創作者数：47人	

(3) 知的財産活用促進プランに関する総合調整・進行管理

関係機関において、各施策の進行状況を定期的に確認し、取組に反映します。また、産学官金で構成される岩手県イノベーション創出推進会議からも必要に応じ助言等をいただきます。

3 各機関の役割

(1) 企業

技術開発や製品開発にチャレンジするとともに、知的財産を戦略的に保護・活用することにより、新たな価値を創造していく強い経営を目指します。

【主な取組内容】

- 知的財産経営による経営力強化
- オンリーワンの技術開発の推進と権利化による競争力の強化
- 新しい技術の積極的採用
- 自社製品や地域資源のブランド化の推進
- 職務発明規程のインセンティブ制度の整備
- 知的財産管理・契約知識等の教育

(2) 大学等

新たな知的財産を生み出す研究シーズの創出に注力するとともに、産学連携や共同研究を推進します。また、知的財産を支える人材の育成に努めます。

【主な取組内容】

- 新たな知財の基となる基礎研究の推進
- 共同研究の推進により創出した研究成果の地域社会への還元
- 県内外及び国内外のネットワーク強化による県内企業への技術移転
- 学生や研究者への高度な知的財産教育の充実

(3) 公設試等

県内企業への技術移転や共同研究の実施など、研究成果の実用化推進に努めます。

【主な取組内容】

- 県内外及び国内外ネットワーク強化による県内企業への技術移転
- 共同研究の推進により創出した研究成果の地域社会への還元
- 高付加価値化・競争力強化の源泉となる新技術の開発研究
- オリジナル品種の開発や育成条件の研究
- 知財ポリシー等による研究開発成果の保護と活用の徹底

(4) 金融機関

産学官金の連携を一層強化しながら、知的財産を軸とする資金供給の円滑化に努めます。

【主な取組内容】

- 知財ビジネス評価書を利用した融資など知財金融の推進
- 取引先ニーズ把握によるマッチング支援の強化
- 広報や活用事例紹介等の情報提供

- 行員の産学官金連携及び知財評価意識の向上
- 資金贈呈等の企業の事業化に向けた支援

(5) 産業支援機関

産学官金の連携を図りながら、知的財産に関する総合相談支援体制及び情報発信機能の整備・強化に努めます。

【主な取組内容】

- 総合的かつ一体的な支援体制の構築
- 知的財産経営の導入推進
- 地域ブランドの確立支援
- 海外展開支援及び保護対策
- 各種支援事業の実施による特許流通の活性化
- 知的財産に関する意識の向上と活用できる人材の育成

(6) 県

産学官金のネットワークを構築し、知的財産に関する様々な支援策の整備や情報発信機能の整備・強化に努めます。

【主な取組内容】

- 知的創造サイクルの活性化に向けた総合調整、各種支援策策定
- 全体の総合的な連携体制の構築及び関係機関会議の開催
- 地域ブランドの創出支援
- 海外展開施策及び保護対策の強化

岩手県知的財産活用促進プラン

平成 31 年 3 月

岩手県政策地域部科学 I L C 推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

TEL 019-629-5251 FAX 019-629-5339